

ご家庭のお客さま向け「LPガス料金」について



LPガス料金の算定方法について

一般的なご家庭のお客さま向けのLPガス料金は、「基本料金」と「従量料金」で構成されています。

LPガス料金の計算方法は、以下のとおりです。

基本料金は毎月定額で、従量料金は毎月の使用量（ m^3 ）に応じて変動します。

$$\text{毎月のLPガス料金} = \text{基本料金} + \text{従量料金}$$

基本料金	お客さまのガスご使用に関わらず、毎月固定的にかかる料金です。 基本料金には、ガスメーター・ガス容器・調整器・高圧ホース・供給配管などのLPガス供給設備の償却費用をはじめ、保安活動、点検調査、供給設備維持費、損害賠償保険料、事務手数料などの費用が含まれています。
従量料金	お客さまがご使用になるガス1 m^3 （立方メートル）当たりの料金です。 従量料金は、ご使用いただいた毎月のLPガスの使用量に応じてかかる料金となります。 尚、従量料金には、原料費や配送費が含まれており、LPガスの輸入価格や為替の変動などに応じて、単価は適時変動します。



一般的な「料金表例」について（2020年1月現在）

単位：円（税抜）

基本料金	従量料金	
	使用量区分	1月
2,000	0.1~7.9 (m^3)	700
	8.0~15.9 (m^3)	650
	16.0~24.9 (m^3)	580
	25.0~ (m^3)	480

【L Pガス料金の具体的な計算例】 ※2020年1月現在
標準的な戸建住宅にお住まいのお客さまで、1ヶ月の使用量が5.0 m³の場合。
基本料金：2,000円 + 従量料金：(700円×5.0 m³) = 5,500円（税抜）



お得なL Pガス料金プランについて

各種お得なL Pガス料金プランを別途ご用意しております。
詳しくは、下記 お問い合わせ先までご相談ください。

高松産業株式会社 ホームライフ事業部

ハ ヤ ク ツ ク ヨ
0120-889-294

受付時間 平日 あさ9時～よる6時

FAX：092-510-7294 URL：<https://hottaka.jp/>



その他のL Pガス料金について

その他にも以下の様な料金体系がございます。

1. ガス小売（旧簡易ガス）料金

政令で定める簡易なガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給しております。1つの供給施設から70地点（戸）以上のものに限られており、ガス事業法が適用されます。平成29年4月から小売自由化が実施され、簡易ガス事業はガス小売事業となりました。

2. 個別契約

飲食店をはじめ医療・介護施設や商用施設などを営まれており、年間の消費量が一定以上の消費量となるお客様におかれましては、消費量に応じた個別契約をお客さま毎に結ばせていただいております。